

令和8年度「三木市ふるさと納税返礼品開発支援事業」募集要項

1. 事業の目的

本事業は、新たな資金調達方法である「ふるさと納税型クラウドファンディング」を活用して、魅力あるふるさと納税返礼品の開発を支援することにより、産業振興、創業支援によるまちの魅力向上を推進することを目的とします。

2. 事業の概要

三木市ふるさと納税返礼品に係る開発費用等をふるさと納税型クラウドファンディングにて寄附募集し、集まった寄附金額を補助金として交付します。

寄附募集に際しては、三木市中小企業サポートセンターにて事業計画等を確認後、市が認定したものを市が選定したふるさと納税型クラウドファンディングのポータルサイトに掲載します。

なお、目標金額の達成・未達成に関わらず集まった寄附金を補助金として交付し、未達成の場合でも事業を実施していただくことになりますのでご注意ください。

【対 象 事 業】 三木市ふるさと納税における新返礼品の開発

【掲 載 サ イ ト】 ふるさとチョイス ガバメントクラウドファンディング®

※ポータルサイトへの手数料は市が負担します。

【目標設 定金額】 100 万円～300 万円かつ対象経費の3／4以内の額

※市外事業者の市内移住に伴う事業計画の場合は上限 500 万円
かつ対象経費の3／4以内の額（詳しくは事務局まで）

【寄附募 集期間】 寄附募集掲載開始より年度内において最大 90 日間

3. 対象事業者

以下のいずれにも該当する方とします。

- (1) 平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条に規定する基準を満たすふるさと納税の返礼品を開発するものであること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 三木市ふるさと納税返礼品開発支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定による事業の認定申請をする日から 5 年以上継続して次条に規定する補助対象事業を実施する意思を有すること。
- (4) 三木市中小企業サポートセンターにおいて補助金を受けようとする事業内容の確認を受けていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経

営を支配する事業者、その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)でないこと。

4. 提出書類 次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 三木市ふるさと納税返礼品開発支援事業認定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 資金計画書（様式第3号）
- (4) 申請者の概要説明書（様式第4号）
- (5) 誓約書（様式第5号）
- (6) 以下の表に定める資料

個人の場合	法人の場合
(ア) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し	(ア) 履歴事項全部証明書の写し(3か月以内のもの)
(イ) 個人事業の開廃業等届出書(届出済の場合)	(イ) 直近1期分の決算書類
(ウ) 直近1期分の確定申告書	(ウ) 営業許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る)
(エ) 営業許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る)	(エ) その他市長が必要と認める書類
(オ) その他市長が必要と認める書類	

5. 提出方法

4に挙げている提出資料に必要な事項を記載のうえ、募集期間内に下記提出先に持参またはメールにて提出してください。

- (1)募集期間 8月3日(月)から9月4日(金) 16:30 まで(厳守)
※持参の場合は土日祝日を除く 8:30~17:00 の間
- (2)提出先 〒673-0492 三木市上の丸町 10 番 30 号
三木市 総合政策部 縁結び課 縁結び係(本庁舎4階)
✉: furusatomiki@city.miki.lg.jp
※提出の際には必ず三木市中小企業サポートセンターによる事業計画等の確認が必要となります。

(3)申請資料配布場所

三木市HPにて掲載しております。以下のURLからダウンロードしてください。

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/6/52198.html>

6. スケジュール 実施スケジュールは以下のとおりを想定しております。

※事業計画によって多少前後する可能性があります。

8月3日（月）	事業募集開始
9月4日（金）17:00 まで	事業募集完了
申請後	適宜事業認定
9月中旬－10月下旬	認定事業者向けガイダンス及び打合せ 寄附応募ページ作成及びPR
11月中旬－2月中旬（3か月程度）	寄附募集ページ公開、寄附募集開始
寄附募集終了及び交付決定後	認定事業開始
認定事業終了及び実績報告書	補助金(寄附金原資)交付
事業終了後	寄附者に返礼品送付

7. 注意事項

(1) 提出書類

- ・提出書類は、いかなる理由においても返却しないものとし、本市の定める保存期間終了後、処分いたします。
- ・提出書類等（不選定となった事業者の結果等を含む）は、三木市情報公開条例（平成 11 年 三木市条例第 1 号）により情報公開の対象となる場合があります。
- ・提出書類の内容は、三木市及び三木市中小企業サポートセンター、寄附募集ポータルサイト運営事業者等で共有する場合があります。
- ・必要に応じて別途追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ・申請書類の作成等、本事業への申請に要する費用は、すべて申請書類提出者の負担となります。

(2) 補助金について

- ・補助金の申請等については、この募集要項に定める事項の他、三木市ふるさと納税返礼品開発支援事業補助金交付要綱に定めるものとします。
- ・補助金の対象経費は新たな返礼品の開発に係る費用で、以下のとおりとします。

【対象となる経費（例）】	印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、燃料費、保険費、物品購入費（返礼品の開発及び製造に要するものに限る）、委託費、その他市長が特に認めた経費
【対象とならない経費（例）】	人件費、交通費、報償費、家賃、光熱水費、食糧費、交際費、建設費、不動産購入費、寄附金その他団体の管理に係る経費及び寄附金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

なお、既に行った事業について費用を充当することはできないものとし、補助金 の交付は認定された事業が終了した後とします。

※対象となる経費について金額が分かる資料は必ず残しておいてください。

- ・ふるさと納税型クラウドファンディングにより資金が集められなかった場合でも市による上乘せ補助はありません。あくまでもふるさと納税で集められた資金や自己資金等で事業を行うものとします。また、交付する補助金には返礼品 の調達及び送料も含まれますので、ご注意ください。
- ・補助金は、少なくとも受領した日から起算して1年以内に事業の報告を行うまでには全額使用するものとし、貯蓄などではできないものとします。

(3) 開発した返礼品について

- ・開発する返礼品は、ふるさと納税の地場産品基準（総務省告示第179号第5条）に該当するものであること。（交付決定の際、基準に適合していることを証する書類を提出する必要があります。）
- ・開発する返礼品は、態勢が整い次第速やかに三木市ふるさと納税返礼品に登録すること。

(4) 認定について

提出されたすべての事業を認定するのではなく、あくまで市が確認し認定された事業がポータルサイトに掲載されるのでご了承ください。

8. 問い合わせ先

三木市 総合政策部 縁結び課 縁結び係

〒673-0492 三木市上の丸町 10 番 30 号

[TEL:0794-82-2000](tel:0794-82-2000)（内線：2208）

✉：furusatomiki@city.miki.lg.jp